

計画主体名	奥出雲町（代表） 島根県		
計画期間 実施期間	H 2 6 ～ H 2 7 H 2 6 ～ H 2 7	総事業費（交付金）	45,000千円（ 24,750千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	法律及び基本方針と適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	新町建設計画並びに農村振興基本計画書等の計画と合致している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	関係農業者をはじめ集落地域住民等の合意を基礎としている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	集落の会合にて、女性の意見、提案を聞く機会を得ている。
事業の推進体制は確立されているか	○	町を主体として地元との実施に対する推進体制は整備されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容は土地改良施設保全整備による条件農地の確保を目標として定住減少抑制を目標としており、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	2年間を予定しており、土地改良事業の手続き等を勘案すると妥当である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	要件類別7の六法指定地域等（過疎地域）で5.5 / 10以内である。（24,750千円 ≤ 45,000千円 × 55%）

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新たに保全整備を実施するものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	鋼製の橋梁の標準耐用年数は45年であり、11年経過している。これを保全整備する。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	—	
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	—	
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	—	
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	実施要綱、実施要領に定める要件を満たしている。 ① 事業内容：土地改良施設保全（受益面積=55ha>5ha） ② 事業主体：奥出雲町（市町村）
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	町が土地改良施設として管理しており、保全整備するものである。別添農道台帳（横田西農道）を参考。
施設等の利活用の見通し等は適正か	—	
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討さ	—	

	れているか		
	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	
	事業費積算等は適正か	○	
	過大な積算としていないか	○	農林水産省土地改良工事積算基準等に準拠し積算している。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	工事を同一年度に行い、仮設費の節減を行う。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	
	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	
	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	
	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	—	
	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第826号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	
	地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	
	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	

事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	町の平成26年度当初予算に計上している。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	奥出雲町入札執行要領（平成25年4月1日訓令第1号）によって、一般競争入札・指名競争入札は適切に執行される。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	奥出雲町の管理計画において適切に管理される。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	○	他事業への申請及び予定もない。